

社会福祉法人明和町社会福祉協議会
「めいわサポーター【めいサポ】」制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域のあらゆる住民がそれぞれ役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することを目的とする。

(基本方針)

第2条 社会福祉法人明和町社会福祉協議会「めいわサポーター【めいサポ】」制度（以下「【めいサポ】制度」という。）は、子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域で暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことに配慮し運営する。

- 2 【めいサポ】制度の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。
- 3 【めいサポ】制度の運営に当たっては、次の効果を上げることができるよう配慮しなければならない。
 - (1) 地域福祉の推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。
 - (2) 社会参加活動等に参加する地域住民が増加すること。
 - (3) 地域で暮らす人々が、生きがいを共に創り、高め合うことに関心が高まること。

(事業内容)

第3条 【めいサポ】制度とは、地域住民が地域の支え合い活動その他の社会的活動（第7条第1項の規定により社会福祉法人明和町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が指定したものに限る。）に参加することを支援すると共に、その活動を推進する仕組みを構築するための制度であって、当該地域住民が行った地域支援活動の実績に基づき、【めいサポ】活動評価ポイント（以下「評価ポイント」という。）を付与するとともに、当該【めいサポ】活動者の申出により、当該評価ポイントに応じた【めいサポ】活動評価ポイント転換交付金（以下「転換交付金」という。）を交付するものとする。

(実施主体等)

第4条 この事業の実施主体は、社会福祉法人明和町社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

- 2 本会が実施する業務は、次のとおりとする。
 - (1) 【めいサポ】の登録
 - (2) 【めいサポ】活動手帳の交付
 - (3) 【めいサポ】活動の紹介
 - (4) 評価ポイントの付与及び管理
 - (5) 転換交付金の交付及びその会計管理
 - (6) 前各号に掲げる業務に付随する業務

(対象者)

第5条 【めいサポ】制度の対象となる者は、明和町に住所を有する者（明和町への転居予定の者を含む）、明和町内で勤務する者とする。

(【めいサポ】の登録)

第6条 【めいサポ】活動を行おうとする者は、【めいサポ】登録申請書（様式1-1）により申請し、その登録を受けなければならない。

2 本会は、前項の規定による申請があった場合において支障がないと認めるときは、当該申請した者を【めいサポ】活動者として登録するとともに、当該登録した者に対して【めいサポ】活動手帳（様式4-3）を交付するものとする。

3 【めいサポ】登録申請書（様式1-1）及び【めいサポ】活動手帳（様式4-3）の様式は、本会が別に定める。

(【めいサポ】活動の指定等)

第7条 【めいサポ】活動者（第6条の規定により本会に登録された者をいう。以下同じ。）を受け入れようとする者、事業等は、【めいサポ】活動の対象となる事業及び活動内容について、あらかじめ、会長の指定を受けなければならない。

2 活動場所は明和町内とする。

3 前項の者、事業等は、同項の指定を受けようとするときは、【めいサポ】活動指定申請書（様式3-1）により会長に申請しなければならない。

4 会長は、前項の規定による申請があったときは、指定の可否を決定するとともに、【めいサポ】活動指定・却下決定通知書（様式3-2）により当該申請をした者、事業等に通知するものとする。

5 本会は、既に指定した【めいサポ】活動についてその指定を取り消すときは、【めいサポ】活動指定取消決定通知書（様式3-3）により、当該取消しに係る者、事業等に通知するものとする。

(【めいサポ】活動の評価等)

第8条 前条第1項の規定により指定を受けた者、事業等は、【めいサポ】活動者が当該受入機関において【めいサポ】活動を行ったときは、当該「【めいサポ】活動についてポイントとして評価し、当該【めいサポ】活動者の【めいサポ】活動手帳（様式4-3）に、当該【めいサポ】活動実績として活動確認スタンプを押印するものとする。なお、1日で押印できるポイントの上限は設けないものとする。

3 活動確認スタンプの様式は、明和町社会福祉協議会が別に定める。

(評価ポイント)

第9条 評価ポイントの付与基準は、(別表1)のとおりとする。なお、(別表1)に記載のない活動や事前に活動の負担が大きく見込まれる活動については、別にポイントの設定をする場合がある。

- 2 評価ポイントの付与の有効期限は、活動確認スタンプの初回押印日から起算して2年を経過する日の所属する年度の末日までとする。
- 3 【めいサポ】活動の指定を受けた活動のうち、明和町高齢者ボランティアポイント制度活動実績として評価ポイントを付与できる者は、明和町高齢者ボランティアポイント制度活動実績として評価ポイントを付与するものとし、本制度の活動実績として評価ポイントは付与しない。
- 4 【めいサポ】登録者が【めいサポ】活動手帳(様式4-3)を紛失した場合は、新たな手帳を交付するものとし、それまでに押印された評価ポイントは失効するものとする。
- 5 活動実績及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。
- 6 本会は、前項の規定により評価ポイントの付与を行ったときは、【めいサポ】活動手帳(様式4-3)に評価ポイント付与認証印を押印するものとする。
- 7 本会は、【めいサポ】活動者に付与した評価ポイント数、活用したポイント数及び差し引き残高ポイント数を管理するものとする。
- 8 評価ポイント付与認証印の様式は、本会が別に定める。

(転換交付金)

第10条 評価ポイントを活用して転換交付金の交付を受けようとする者は、【めいサポ】活動評価ポイント活用申出書(様式5-1)に【めいサポ】活動手帳(様式4-3)を添えて、会長に提出しなければならない。なお、転換交付金の活用は、10ポイント毎に申出できるものとする。

- 2 本会は、当該評価ポイント活用の申出者の蓄積した評価ポイントを換金し、評価ポイント活用の申出者に対して転換交付金を交付するものとする。この場合、【めいサポ】活動評価ポイント転換交付金交付決定通知書(様式5-2)を当該評価ポイント活用の申出者へ通知する。
- 3 【めいサポ】活動評価ポイント転換交付金の算定基準は、次のとおりとする。

評価ポイント	【めいサポ】活動 評価ポイント転換交付金
10ポイント	1,000円

但し、別表の配食サービス及びOBENTO PROJECTにおける配達活動その他必要に応じて公用車を使用する申請者はガソリン代として転換交付金より10%控除した金額を交付する。

- 4 本会は、偽りその他不正の行為により転換交付金の支給を受けた者がいるときは、その者から既に支給した転換交付金の全部または一部を返還させなければならない。
- 5 【めいサポ】活動評価ポイント活用申出書(様式5-1)及び【めいサポ】活動評価ポイント転換交付金交付決定通知書(様式5-2)の様式は、本会が別に定める。

(委任)

第11条 この要綱に規定するもののほか、「【めいサポ】制度の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和元年7月1日に改定する。
- 3 この要綱は、令和2年12月1日に改定する。
- 4 この要綱は、令和3年7月1日に改定する。

(別表1)

活 動	付与する評価ポイント
ゴミ捨て 1回につき	2ポイント
配食サービス 1件	2ポイント
草刈、荷物移動、搬出等生活支援 30分	4ポイント
子ども食堂支援 30分	2ポイント
OBENTO PROJECTに係る 弁当配達 30分 (公用車使用の場合)	2ポイント